我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)

我孫子市国民健康保険税条例(昭和34年条例第2号)の一部を次のように 改正する。

改正後

(国民健康保険の被保険者に係る後 期高齢者支援金等課税額の所得割 額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、第6条 第2条第3項の所得割額は、 賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.75を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後 期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額)

|第7条 第2条第3項の被保険者均等|第7条 第2条第3項の被保険者均等 円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所 得割額)

|第8条 第2条第4項の所得割額は、|第8条 第2条第4項の所得割額は、 介護納付金課税被保険者に係る基礎 控除後の総所得金額等に100分の 1.75を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被| 保険者均等割額)

割額は、介護納付金課税被保険者 1 割額は、介護納付金課税被保険者 1

改正前

(国民健康保険の被保険者に係る後 期高齢者支援金等課税額の所得割 額)

賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後 期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額)

割額は、被保険者1人について<u>6,200</u> 割額は、被保険者1人について<u>4,200</u> 円とする。

> (介護納付金課税被保険者に係る所 得割額)

介護納付金課税被保険者に係る基礎 控除後の総所得金額等に100分の 1.55を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被| 保険者均等割額)

|第9条 第2条第4項の被保険者均等|第9条 第2条第4項の被保険者均等|

人について15,200円とする。

(国民健康保険税の減額)

|第21条 次の各号のいずれかに掲げる|第21条 次の各号のいずれかに掲げる 国民健康保険税の納税義務者に対し て課する国民健康保険税の額は、第 2条第2項本文の基礎課税額からア 及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が63万円を超 える場合には、63万円)、同条第3 項本文の後期高齢者支援金等課税額 からウに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が19万円を超 える場合には、19万円)並びに同条 第4項本文の介護納付金課税額から エに掲げる額を減額して得た額(当 該減額して得た額が17万円を超える 場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所 得金額及び山林所得金額の合算 額が、33万円を超えない世帯に係 る納税義務者

ア及びイ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に 係る後期高齢者支援金等課税 額の被保険者均等割額 被保 険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人につい て <u>4,340円</u>

エ 介護納付金課税被保険者に 係る被保険者均等割額 介 護

人について12,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

国民健康保険税の納税義務者に対し て課する国民健康保険税の額は、第 2条第2項本文の基礎課税額からア 及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が63万円を超 える場合には、63万円)、同条第3 項本文の後期高齢者支援金等課税額 からウに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が19万円を超 える場合には、19万円)並びに同条 第4項本文の介護納付金課税額から エに掲げる額を減額して得た額(当 該減額して得た額が17万円を超える 場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所 得金額及び山林所得金額の合算 額が、33万円を超えない世帯に係 る納税義務者

ア及びイ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に 係る後期高齢者支援金等課税 額の被保険者均等割額 被保 険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人につい 2,940円

工介護納付金課税被保険者に 係る被保険者均等割額 介護 納付金課税被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,640円

(2) 法第703条の5に規定する総所 (2) 法第703条の5に規定する総所 得金額及び山林所得金額の合算 額が、33万円に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき 285,000円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前号 に該当する者を除く。)

ア及びイ 略

- ウ 国民健康保険の被保険者に 係る後期高齢者支援金等課税 額の被保険者均等割額 被保 険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人につい て 3,100円
- 工介護納付金課税被保険者に 係る被保険者均等割額 介護 納付金課税被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,600円
- (3) 得金額及び山林所得金額の合算 額が、33万円に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき52万 円を加算した金額を超えない世 帯に係る納税義務者(前2号に該 当する者を除く。) ア及びイ略

納付金課税被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,820円

得金額及び山林所得金額の合算 額が、33万円に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき 285,000円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前号 に該当する者を除く。)

ア及びイ 略

- ウ 国民健康保険の被保険者に 係る後期高齢者支援金等課税 額の被保険者均等割額被保 険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人につい て 2,100円
- 工介護納付金課税被保険者に 係る被保険者均等割額 介護 納付金課税被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,300円
- 法第703条の5に規定する総所 (3) 法第703条の5に規定する総所 得金額及び山林所得金額の合算 額が、33万円に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき52万 円を加算した金額を超えない世 帯に係る納税義務者(前2号に該 当する者を除く。)

ア及びイ 略

- ウ 国民健康保険の被保険者に 係る後期高齢者支援金等課税 額の被保険者均等割額 被保 険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人につい て 1,240円
- エ 介護納付金課税被保険者に 係る被保険者均等割額 介護 納付金課税被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,040円
- ウ 国民健康保険の被保険者に 係る後期高齢者支援金等課税 額の被保険者均等割額 被保 険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人につい て 840円
- エ 介護納付金課税被保険者に 係る被保険者均等割額 介護 納付金課税被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,520円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の我孫子市国民健康保険税条例の規定は、令和3年 度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民 健康保険税については、なお従前の例による。